



「身体拘束最小化について考えよう」

組織的に身体拘束を最小化する体制が整備されて1年が経過しました。三原則に基づいてやむなく抑制を行う場合もありますが、特にミトンや抑制帯は手首の圧迫、摩擦により皮膚障害・神経障害・血行障害のリスクが高まります。今回はリスクを回避するために各施設で工夫されている看護【認知症マフ】について紹介します。

ニット製品で作られた筒状の手作りアイテムでチューブやカテーテルに意識が向かないようにします。ミトン抑制と違って手が自由に動かせるためストレスの軽減や物に触れるまでの【心の安定】【認知機能の維持や改善】【リハビリ】に繋がります。しかし、マフは抑制具の代替ではありません。治療における不快感や苦痛をアセスメントし、苦痛の緩和を行った上でマフを使用しましょう。



【目的】

- ① 不安・不穏の軽減
- ② 安心感の提供
- ③ コミュニケーションの促進

【作成のポイント】

- ① 本人の好きな物、色を取り入れる
- ② サイズや素材など安全性を確認する

【開始基準】

- ① 落ち着きのない様子が見られる場合
- ② 点滴等のチューブ類を気にする様子が見られる場合

【中止基準】

- ① 異食の危険性がある場合
- ② 使用により、かえって落ち着かない様子が見られる場合

[出典・参考資料] 令和6年度 診療報酬改定I-1 厚生労働省
社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

令和7年8月 安全管理委員会

安全管理委員会からの「耳より情報VOL.36」掲載内容に関する訂正とお詫び

令和7年8月に掲載いたしました「耳より情報VOL.36『身体拘束最小化について考えよう』」において、身体拘束のリスク回避の一つとして「認知症マフ」を紹介いたしました。

しかしながら、「認知症マフ」の目的は、不安・焦燥・孤独感の軽減や手指の活動を促進し、認知機能の維持を支援することであり、身体拘束のリスク回避策ではなく、身体拘束をしなければならない状態を避けるためのケアの一環です。したがって、「認知症マフ」は抑制具の代替ではありません。

このたび、長崎県認知症看護認定看護師会よりご意見をいただき、誤解を招く表現となっていたことを確認いたしました。皆様に誤解を与えたことを、ここに訂正し、深くお詫び申し上げます。

今後は、より正確な情報提供に努めてまいります。

令和7年12月 長崎県看護協会 会長 日野出悦子